

ニュージーランドの 司法制度改革に関する序論的考察 (一) —最高裁判所の設立をめぐる—

萩野太司

もくじ

はじめに

- 1 ニュージーランドの裁判所制度の概要
 - 2 2003 年最高裁判所法 (Supreme Court Act 2003) (以上本号)
 - 3 最高裁判所設立の背景と過程
 - 4 検討
- むすびにかえて

はじめに

ニュージーランドは 2004 年 1 月 1 日より、国内に新たな最高裁判所を設立し、それまで行ってきたイギリスの枢密院への上告制度を廃止した。ロンドンの枢密院に上告することを止め、自国の最高裁判所に上告を行うということは、ニュージーランドにとって必然的な展開であったといえるだろう。最高裁判所の設立は 19 世紀初頭より周期的に議論されており、政府は与野党関係なく、この 25 年にわたってその実現に向けてさまざまな措置を講じてきた。本稿の目的は、これらの最高裁判所の制度、設立過程、さらに課題等に関するニュージーランドの司法制度改革について記述し、そしてこれを社会的および歴史的文脈も含めた広い議論の中で捉えることである。

これまでニュージーランドは、さまざまな社会保障関連法や修復的司法と
いった多くの先進的な法制度を実施し⁽¹⁾、日本の議論にも少なからず影響を
与えてきたことは疑いのないところである。だがその一方で、これらの先進
的な取組みが、国家としてのニュージーランドにどのような意味や意義を持
つものであるのかということや、またニュージーランドの裁判所制度の全体

的俯瞰については、これまで必ずしも積極的に検討されてこなかったように思われる。

たとえば、2003年最高裁判所法（Supreme Court Act 2003）は、その目的を、ニュージーランドが独自の歴史と伝統を持つ独立した国家であるということ認識するために、国内に、ニュージーランドの裁判官から成る上告裁判所を新たに確立することであると定めている⁽²⁾。このように法律において、ニュージーランドの脱植民地化や国家のアイデンティティが、裁判所の持つ意義として強調されていることは非常に興味深い。

そもそもニュージーランドが、過去にイギリスの植民地としての歴史を持ち、現在は英連邦に属している以上、上記のように国家としてのアイデンティティを裁判所の設立に求めるのはいわば必然の成行きといえるのかもしれない。このような背景を無視して、これまで日本に紹介されてきたニュージーランドにおける数々の先進的な取組みの全体的な意義は、みえてこないのではなからうか。それゆえ本稿は、ニュージーランドにおける司法権の最高機関である最高裁判所の紹介を通して、社会的および歴史的な文脈の中でその設立の意義を検討することを目的とする。

そこで、まずニュージーランドの司法制度について概観し（1章）、次に最高裁判所の制度について概観する（2章）。そしてその設立の過程と背景について紹介し（3章）、最後にニュージーランド最高裁判所の意義と課題について検討を行うことにする（4章）。

(1) さしあたり社会保障に関連する法律に関しては、小松隆二他編『世界の社会保障 2 ニュージーランド・オーストラリア』（東京大学出版会、2000年）第2部「ニュージーランドの社会保障」、修復的司法に関しては、Georgos Mousourakis, *Restorative Justice: some reflections on contemporary theory and practice*, *Journal for Juridical Science* 2004: 29 [1] 荻野太司・吉中信人訳「修復的司法：現今の理論と実践に関する考察（一）（二）（三）（四）」*広島法学* 29巻1・2・3・4号を参照。

(2) 2003年最高裁判所法第3条。

1 ニュージーランドの裁判所制度の概要

ニュージーランドは、ウエストミンスター制⁽³⁾を基礎とする立憲君主国である。連邦国家というよりも中央集権的な国家であり、議会は上院を持たない。また単一の憲法典を持たず、憲法は制定法、不文法を問わずさまざまな存在形式から導き出されるということが一般的な認識である⁽⁴⁾。

これまでニュージーランド法研究は特定の法領域、たとえば社会保障関連の法制度や修復的司法、青少年裁判所、そしてまたマオリ問題に関連してワイタング条約等は日本においても注目を集め、これに関して多くの研究が行われてきた。しかしその反面、裁判所制度全体を俯瞰するような研究は必ずしも多いとはいえない⁽⁵⁾。

そこで、ニュージーランドの最高裁判所を紹介するにあたり、まずニュージーランドの裁判所制度の全体像を理解しておく必要があるだろう。なぜなら他の裁判所との関係を紹介し、比較することは最高裁判所の理解を容易にしてくれるからである。ゆえに本章では、先行研究に屋上屋を架すことを極力避け、まず最高裁判所以外の一般的管轄権 (general jurisdiction) を有する裁判所、(1) 控訴院 (Court of Appeal)、(2) 高等法院 (High Court)、

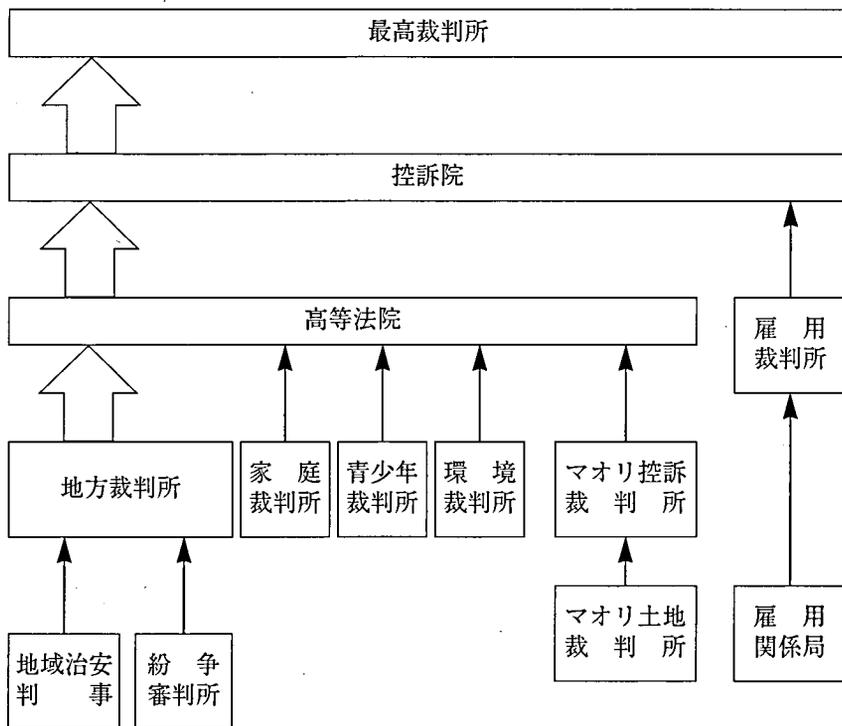
(3) 近年におけるウエストミンスター制研究として小松浩「ウエストミンスター・モデルの動揺」憲法理論研究会編『憲法基礎理論の再検討』(岩波書店、1997年)、江島晶子「議会制民主主義と『憲法改革』」ジュリスト1311号(2006年)参照。

(4) Penelope Nevill, *New Zealand: The Privy Council is replaced with a domestic Supreme Court*, ICON-INTERNATIONAL JOURNAL OF CONSTITUTIONAL LAW 2005 3 (1), p117.

(5) これまでニュージーランドの司法制度の全体像について論じた主な研究には、山上憲一「ニュージーランド憲法制度の一考察」産大法学17巻1・2号(1983年)、矢部明弘「ニュージーランドの憲法事情」国立国会図書館調査及び立法考査局(2003年)、近藤真「ニュージーランド法システム入門—解題と翻訳—」岐阜大教養部研究報告34号(1996年)、塚本重頼「ニュージーランドの裁判制度」英米法学29巻(1988年)、甲斐中辰夫「ニュージーランド裁判所事情」法曹654号(2005年)等を挙げることができる。

（3）地方裁判所（District Courts）について、続いて（4）特定の管轄権（special jurisdiction）を有する裁判所と審判所、（5）陪審制度の概要について、ときに史的展開および最高裁判所設立以後の評価・状況も含めながら紹介することとする。

表 ニュージーランドの裁判所審級制度



出典 Andrew P. Stokley, 'judiciary and court', R. Miller (eds.), *New Zealand Government and Politics*, 3rd editions (Oxford University Press, 2003). Richard Scragg, *NEW ZEALAND'S LEGAL SYSTEM*, (Oxford University Press, 2005), P32.

(1) 控訴院 (Court of Appeal)

まず、最高裁判所を新たに設立する以前、ニュージーランド国内においてもっとも高位な裁判所であった控訴院からみていくことにしよう。現在の控訴院は、基本的に第一審管轄権を有さず、他の裁判所からの上訴を管轄する上訴裁判所である。また (稀にはあるが)、下級審から意見を求められた場合に、その事件に対して意見を述べる権限を有している⁽⁶⁾。

この控訴院は 1846 年に設立されたが、最初の 14 年間は、総督や行政府の構成員からなる行政機関であり、この期間に訴訟が行われたのはわずか一回であった。その後、ロンドンの枢密院に上訴することへの不便さやコストの高さを理由として、1862 年控訴院法 (Court of Appeal Act 1862) の制定により、1963 年に公式に控訴院が設立された⁽⁷⁾。

この 1862 年控訴院法にもとづく控訴院は、植民地ニュージーランド⁽⁸⁾を一定程度満足させた一方で、現実的な問題として、19 世紀の半ばのニュージーランドには少数の司法官 (judicial officer) しか存在せず、控訴院の裁判官

(6) R D Mulholland, *Introduction to New Zealand Legal System, tenth edition* (Butterworths, 2001), p92. 矢部明弘「ニュージーランドの憲法事情」国立国会図書館調査及び立法考査局 (2003 年) 151 頁。

(7) <http://www.courtsofnz.govt.nz/about/appeal/history.html>.

(8) ニュージーランドは、1907 年にイギリスの自治領となり事実上独立を果たしている。ただし法的にこれが認められたのは、イギリスの 1931 年ウエストミンスター憲章が、1947 年ウエストミンスター憲章採択法 (Statute of Westminster Adoption Act 1947) によって採択され、さらに 1947 年憲法改正 (要請及び同意) 法 (New Zealand Constitution Amendment (Request and Consent) Act 1947) およびニュージーランド憲法 (改正) 法 (New Zealand Constitution (Amendment) Act 1947 (UK)) が制定されたことにより憲法改正権限を完全に獲得した 1947 年とされている。Philip Joseph, *Constitutional and Administrative Law in New Zealand, 2nd ed.* (Brookers, 2001), p445-446. 矢部明弘「ニュージーランドの憲法事情」国立国会図書館調査及び立法考査局 (2003 年) 138 頁。なお、この権限獲得過程に関する詳細な研究に、西谷元「ニュー・ジーランドの【独立】— 議会の立法権限の展開過程の分析を通じて—」広島法学 15 巻 2 号を挙げることができる。

は、高等法院の裁判官によって構成され、交代で上訴を審理していたことや、また訴訟件数が増加したこと等があり、1950年代中頃には、高等法院から分離した常設の控訴院を求める声が強くなった⁽⁹⁾。

その結果、1957年修正司法裁判所法 (Judicature Amendment Act 1957) により、控訴院は常設で、控訴院の裁判官として特別に任命された裁判官から構成され人事的にも分化した上訴裁判所としてウェリントンに設立された⁽¹⁰⁾。なお最高裁判所設立以前、控訴院は首席裁判官 (Chief Justice of New Zealand)、控訴院長 (President of Court of Appeal)、そして6人の控訴院裁判官によって構成されたが、現在は、控訴院長および5名から6名の控訴院裁判官によって構成されている⁽¹¹⁾。

最後に、最高裁判所設立の控訴院への影響について若干触れておくことにしよう。控訴院はニュージーランドの審級制上、最高裁判所の直接下位に位置するために、最高裁判所設立の影響をもっとも受けると考えられた。しかし実際には、最高裁判所設立以後においても控訴院の役割と仕事量は変化がないことが指摘されている。その根拠は、極めて少数の事件しか最高裁判所に上訴されないゆえに、控訴院が依然として法の解釈を発展させ、下級審判決の誤りを修正し、また下級審判決との整合性を図るといった、重要な役割を担い続けているというものである。そして控訴院が国民の信頼を維持し続ける裁判所であることは、最高裁判所とニュージーランド法の発展に非常に

(9) <http://www.courtsofnz.govt.nz/about/appeal/history.html>, Morag McDowell & Duncan Webb, *The New Zealand Legal System*, third edition (Butterworths, 2002), p251.

(10) ただしウェリントンを本拠としているものの、オークランドやクライストチャーチにおいても定期的に開廷されている。

(11) <http://www.courtsofnz.govt.nz/about/appeal/history.html>. 民事事件の控訴院への上訴に関する手続的要件は、2005年控訴院(民事)訴訟規則 (Court of Appeal (Civil) Rules 2005) に、刑事事件に関しては2001年控訴院(刑事)訴訟規則および1961年刑法 (Crimes Act 1961) において規定がなされている。この具体的検討に関しては今後の課題としたい。

重要であるといった指摘がなされている⁽¹²⁾。

(2) 高等法院 (High Court)

次に、控訴院と地方裁判所の中間に位置する高等法院についてみることにしよう。現在、高等法院は実質的に無制限の管轄権を有しており、地方裁判所の管轄権に属さない事件の第一審裁判所となっている⁽¹³⁾。高等法院の管轄権の多くは制定法によって規定されているが、規定されていない「内在的管轄権」(inherent jurisdiction) も有している。「内在的管轄権」とは、特に制定法によって規定されているわけではないが、高等法院の長年に渡る実践のなかで構築された管轄権のことであり、たとえば下級審における法廷侮辱罪を、高等法院における法廷侮辱罪と同じように処罰する権限等がその例とされている⁽¹⁴⁾。

この高等法院は、1841 年 12 月にニュージーランド初の裁判所として設立され、翌年 1 月に初の審理を行っている。当時 19 世紀は、ニュージーランドの裁判所へのイギリスの影響が非常に強かったが、20 世紀初頭に、ニュージーランドの裁判所は現地の必要性により適合した形で見直されることになった。その結果、1908 年司法裁判所法において高等法院の役割が規定され、もはやイギリスの裁判所を参考にする必要はなく、その代わりに司法権は、

(12) <http://www.courtsofnz.govt.nz/about/appeal/role-structure.html>. たとえば、Law Commission Report 85, *DRLIVERING JUSTICE FOR ALL: A Vision for New Zealand Courts and Tribunals*, (March 2004), p277. は、「最高裁判所の設立は、控訴院の役割を奪いとるわけではない。控訴院のような中級上訴裁判所は、裁判所制度の健全さに不可欠である。実際にも控訴院はニュージーランドの主要な上訴裁判所であり続け、ほとんどの訴訟において事実上最終上訴裁判所となるだろう」と報告している。

(13) たとえば 1908 年司法裁判所法第 16 条には、「高等法院は、ニュージーランド法を執行するために必要であろうすべての司法管轄権を有する」と規定されている。

(14) なおこの他にも高等法院は、1973 年海事法 (Admiralty Act 1973) によって、海事管轄権を有している。R D Mulholland, *Introduction to New Zealand Legal System, tenth edition* (Butterworths, 2001), p88, 89、矢部明弘「ニュージーランドの憲法事情」国立国会図書館調査及び立法考査局 (2003 年) 151 頁。

ニュージーランドの法規を適用する必要があることが認められた⁽¹⁵⁾。なお現在の形の高等法院は、1908年司法裁判所法にその起源を求めることができるが、1979年まで高等法院には、最高裁判所 (Supreme Court) という名称が用いられており、最終上訴裁判所を意味する「最高裁判所」という名称を空けるために、1980年4月1日より高等法院に改められている。

高等法院は、次に述べる地方裁判所とは異なりニュージーランドに一つしかない裁判所であるが、国内のさまざまな地方において開廷している。また最高裁判所設立以前、高等法院の裁判官は、首席裁判官とその他多数の普通裁判官 (puisne judges) によって構成されていたが、最高裁判所の設立にしたがい、高等法院長官 (Chief High Court Judge) の地位が新設されている。この高等法院長官は、高等法院の秩序を維持し業務を促進する責任を司法長官に対して負っている。裁判官数は訴訟件数増加に応じて増え⁽¹⁶⁾、2006年8月の時点において高等法院は33人の裁判官と6人の准裁判官 (Associate Judge) によって構成されている⁽¹⁷⁾。

この准裁判官は、高等法院の通常の裁判官と同様の要件を求められるものの、裁判官ではなく、1908年司法裁判所法の改正により高等法院に置かれることになった⁽¹⁸⁾。この准裁判官は、イギリスにおけるいわゆる補助裁判官

(15) 1908年司法裁判所法第16条。

(16) 1970年代における高等法院に上訴される刑事陪審審理および行政事件訴訟が増加した背景には、地方裁判所の管轄権の拡大が指摘されている。[http:// www.courtsofnz.govt.nz/about/appeal/history.html](http://www.courtsofnz.govt.nz/about/appeal/history.html)。

(17) 1908年司法裁判所法第4条(1)(b)によれば、現在、高等法院の裁判官の定員数は55名、准裁判官は6名と規定されている。また高等法院の裁判官として任命されるためには、法廷弁護士 (barrister) または事務弁護士 (solicitor) として7年間の実務経験を有することが要件とされている。1908年司法裁判所法第6条。なおニュージーランドにおいて、法廷弁護士と事務弁護士の区別は廃止され両者は統合されたが、実際には法律上その区別は依然残っている。塚本重頼「ニュージーランドの裁判制度」英米法学29巻(1988年)5頁、Morag McDowell & Duncan Webb, *The New Zealand Legal System*, third edition (Butterworths, 2002), p288。

(Master) のことであり、会社法や破産法に関連する訴訟を取扱い、略式判決や中間判決を下し、また損害を評価するといった専門的民事管轄権 (specialist civil jurisdiction) を有している⁽¹⁹⁾。

ニュージーランド初の首席裁判官が高等法院より任命されて以来、ニュージーランドの審級内において、高等法院は今日まで一般的管轄権を有する上位裁判所であり続け、監督的管轄権および行政訴訟上の管轄権の行使を通して、合法性の維持 (maintenance of legality) に重要な責任を果たしてきたことが認められている⁽²⁰⁾。

(3) 地方裁判所 (District Court)

次に、高等法院の一段下位に位置する地方裁判所についてみることにしよう。現在、地方裁判所は、民事事件の場合、訴額が Nz \$ 7500 から Nz \$ 200,000 までの事件の管轄権を、また刑事事件の場合、軽犯罪に加えて加重強盗 (aggravated robbery) や強姦 (rape) といった重大犯罪の管轄権を有している⁽²¹⁾。

この地方裁判所の起源については諸説あるものの⁽²²⁾、立法評議会 (Legislative Council)⁽²³⁾が、1841 年に設立した下級審裁判所および 1846 年に設立した駐在治安判事裁判所 (Resident Magistrates' Court) に求めることができるだろう。前者の下級審裁判所は、主に少額債権裁判所 (Court of Requests)

(18) 1908 年司法裁判所法第 26 条 (c)、1986 年修正司法裁判所法 5 条。

(19) <http://www.courtsofnz.govt.nz/about/appeal/history.html>。ただしイギリスの補助裁判官に比べてニュージーランドの准裁判官は、その管轄権が広いことが指摘されている。Peter Spiller, *New Zealand Law Dictionary, fifth edition* (Butterworths, 2001), p184.

(20) <http://www.courtsofnz.govt.nz/about/high/history.html>

(21) ただし、民事事件において賃借料 (rent) に関する訴額は年 Nz \$ 62,500 以下、賃貸でない不動産 (land) に関する訴額は Nz \$ 500,000 以下の事件の管轄権を有する。Morag McDowell & Duncan Webb, *The New Zealand Legal System, third edition* (Butterworths, 2002), p257, http://www.justice.govt.nz/courts/district_court.html

や治安裁判官小法廷（Court of Petty Sessions）であり、新生植民地ニュージーランドの必要性を満たす目的で 1841 年以降数多く設立された。また後者の駐在治安判事裁判所は、軽微な犯罪や民事事件を取扱うための限定的な管轄権を有する裁判所として設立された。これらの裁判所が、現在の地方裁判所の起源として認識されている。

その後 1858 年に地方裁判所法（District Courts Act）によって、少額債権裁判所と治安裁判官小法廷が廃止され⁽²⁴⁾、新たに高等法院と駐在治安判事裁判所の中間に地方裁判所（District Courts）が設立されている。この地方裁判所は、少額債権裁判所や治安裁判官小法廷と比べて広範な職責を有していたが、高等法院や駐在治安判事裁判所と職務が重複していたこともあり徐々にその機能は停止され、1909 年に廃止されている。

この地方裁判所の廃止にともない、駐在治安判事裁判所の役割および権限が従来よりも拡大し、1893 年には治安判事裁判所（Magistrates' Court）と名称を改め、さらに 1980 年 4 月 1 から王立委員会（Royal Commission）の提案にしたがい、地方裁判所（District Court）へと名称を改めている⁽²⁵⁾。

(22) たとえば、R D Mulholland, *Introduction to New Zealand Legal System, tenth edition* (Butterworths, 2001), p84 は地方裁判所の起源を 1846 年設立の駐在治安判事裁判所としているのに対して、Morag McDowell & Duncan Webb, *The New Zealand Legal System, third edition* (Butterworths, 2002), p255 は地方裁判所の起源を 1893 年設立の治安判事裁判所としている。

(23) 立法評議会に関しては、矢部明弘「ニュージーランドの憲法事情」国立国会図書館調査及び立法考査局（2003 年）139 頁、*New Zealand Law Dictionary, fifth edition* (Butterworths, 2001), p167 参照。

(24) イギリスでは、1846 年に少額債権裁判所が廃止され州裁判所（County Court）が創設されている。

(25) なお 1979 年修正地方裁判所法（District Court Amendment Act 1979）によって、1947 年治安判事裁判所法（Magistrates' Court Act 1947）も、地方裁判所法（District Court Act）へと改正されている。R D Mulholland, *Introduction to New Zealand Legal System, tenth edition* (Butterworths, 2001), p84.

一つしかない最高裁判所、控訴院そして高等法院と異なり、現在、ニュージーランドには 66 の地方裁判所がある。しかし年々その数を減らす傾向にあり、特に地方はその傾向が強く小さい地方都市では刑事事件の審理しか行われていないところもある。また地方裁判所の多くには裁判官が常駐しているものの、そうでない裁判所では裁判官が巡回して裁判を行っている⁽²⁶⁾。なお地方裁判所には、最先任裁判官 (senior Judge) が務める地方裁判所長官 (Chief District Court Judge) という地位を設け、地方裁判所の運営において主導的役割を担っている⁽²⁷⁾。

以上みてきたように、近年地方裁判所は減少傾向にあるものの、ニュージーランドの裁判所の審級制度にあって基礎的位置を占め、時に「真の人民の裁判所 (genuine people's court)」、または「馬車馬 (workhorse)」と形容されるように⁽²⁸⁾、依然多くの業務をこなし人々に身近な存在な裁判所であるということがいえる。

(4) 特定の管轄権を有する裁判所および審判所

上記の一般的管轄権を有する裁判所の他にもニュージーランドには、社会的要請に対応して、さまざまな特定の管轄権を有する裁判所および審判所がある。たとえば、まず地方裁判所の課 (division) である家庭裁判所 (Family

(26) 1947 年地方裁判所法第 5 条 (2) は、地方裁判所の裁判官数の上限を 140 と規定している。

(27) たとえば地方裁判所長官の役割には、裁判官名簿の作成、新しい裁判官の任命過程への参加、地方裁判所の委員会への参加、司法省との交渉、地方裁判所の運営を援助する行政裁判官 (Executive Judge) の任命、地方裁判所の能率性と実効性の向上を意図した業務記録の発行、地方裁判所を代表してのマスメディアへの説明等を挙げることができる。http://www.justice.govt.nz/court/district_court.html

(28) R D Mulholland, *Introduction to New Zealand Legal System, tenth edition* (Butterworths, 2001), p84, Morag McDowell & Duncan Webb, *The New Zealand Legal System, third edition* (Butterworths, 2002), p255.

Court) や青少年裁判所 (Youth Court) を挙げることができるだろう。家庭裁判所は 1982 年にニュージーランド社会の家族の問題に適切に対応するために、青少年裁判所は 1989 年に主に少年非行・犯罪に対応するために設立された裁判所である⁽²⁹⁾。

これらの裁判所の他にも地方裁判所の課には (裁判所ではないが)、1988 年に設立された紛争審判所 (Dispute Tribunal) を挙げることができる⁽³⁰⁾。紛争審判所は、訴額が Nz \$ 7500 (当事者間の同意があれば Nz \$ 12000) を上限とする契約、準契約、不法行為に関する訴えを取扱い、特別な法の訓練や知識を要しない審理人 (Referee) によって取仕切られる。紛争裁判所の目的には、市民に簡易で安価な紛争解決を提供することがある一方で、地方裁判所の作業量を軽減することもその一つに挙げられている。

また、ニュージーランド特有の制度としてワイタンギ審判所 (Waitangi Tribunal) とマオリ土地裁判所 (Maori Land Court) を挙げることができる⁽³¹⁾。ワイタンギ審判所は、1975 年ワイタンギ条約法によって設立された、ワイタンギ条約やマオリ族に関する問題を取扱う行政審判所であり、一方マオリ土

(29) ニュージーランドの刑事責任年齢は 10 歳である。また 10 歳から 13 歳の児童 (child) は、謀殺 (murder) および故殺 (manslaughter) で起訴されない限り刑事責任を問われることはなく、家庭裁判所で扱われることになる。そして青少年裁判所の対象年齢は、14 歳から 17 歳である。Morag McDowell & Duncan Webb, *The New Zealand Legal System*, third edition (Butterworths, 2002), pp259-263. なお日本でも青少年裁判所は刑事法の領域において、たびたび紹介されてきた。たとえば、藤本哲也「ニュージーランドの青少年法と青少年司法システムの現状」法学新報 103 卷 (1997 年)、同「ニュージーランドにおける青少年司法の歴史」法学新報 111 卷 (2004 年)、前野育三「ニュージーランド一九八九年少年法における FGC と裁判所の関係」浅田和茂他編『刑事・少年司法の再生』梶田英雄判事・守屋克彦判事退官記念論文集 (現代人文社、2000 年) 等を挙げることができる。

(30) ただしその起源は、1976 年設立の小額審判所 (Small Claims Tribunals) に求めることができるとされる。Morag McDowell & Duncan Webb, *The New Zealand Legal System*, third edition (Butterworths, 2002), p261.

地裁判所は、1993 年マオリ土地法によって設立された、マオリ族の土地に関連する訴訟の管轄権を有する裁判所である⁽³²⁾。

くわえて日本にない特徴的な裁判所として、環境裁判所 (Environment Court) を挙げることができる。環境裁判所の前身は、開発計画審判所 (Planning Tribunal) であり、今日の環境裁判所は 1991 年資源管理法 (Resource Management Act 1991) によって設立された⁽³³⁾。環境裁判所は、正式記録裁判所で地方裁判所裁判官である 8 名以下の環境裁判官 (Environment Judges) と 10 名以下の環境委員 (Environment Commissioners) によって構成されている⁽³⁴⁾ ⁽³⁵⁾。

なお環境裁判所の管轄権はさまざまな制定法に規定されているが、主なものは、1991 年資源管理法にもとづく地方自治体の開発計画への許可申請や発表⁽³⁶⁾に対する、抗議、申立て、具申等を審理し判断することである。

- (31) ワイタング審判所に関しては、近藤真「ニュージーランド法システム入門—解題と翻訳—」岐阜大教養部研究報告 34 号 (1996 年) 79 頁以下、平松紘他編『ニュージーランド先住民マオリの人権と文化』(明石書店、2000 年) 157 頁以下、深山直子「ワイタング審判所に関する一考察—マオリの歴史が再構成される場—」日本ニュージーランド学会誌 10 卷 (2003 年) 45-54 項が詳しい。
- (32) Morag McDowell & Duncan Webb, *The New Zealand Legal System*, third edition (Butterworths, 2002), pp264-266.
- (33) 1991 年資源管理法第 247 条。
- (34) 環境裁判官のうち、1 名は環境裁判官長 (Principal Environment judge) として任命される。また環境委員は、経済、商業、地方政府および地域社会の問題、資源管理、文化遺産の保護、環境科学、建築、工業技術、社会調査、鉱物技術、建築構造、裁判外紛争処理、そしてワイタング条約に関する問題等に知識と経験を有することが求められる。Peter Spiller, *New Zealand Law Dictionary*, fifth edition (Butterworths, 2001), p100.
- (35) なお審理は通常、法律問題 (question of law) が関連する場合を除いて、環境裁判官 1 名および環境委員 2 名によって行われる。
- (36) 具体的には、土地 (分譲) 利用許可、海岸利用許可、水資源 (水域) 利用許可、排出許可を求める申請や発表である。http:// www.justice.govt.nz / environment/

(5) 陪審制度

では、最後に陪審制度についてみることにしよう。ニュージーランドの陪審制度は高等法院および地方裁判所において、刑事事件では犯罪に対する刑罰の上限が3月以上の拘禁刑である場合に行われ、また民事事件では請求額がNz\$ 3000を超える場合に陪審制を選択することができる⁽³⁷⁾。

現在の陪審制度の基礎は、1981年陪審法(Jury Act 1981)に規定されている。陪審員は、選挙人名簿から選ばれた12人の(18歳以上の)一般市民によって構成される⁽³⁸⁾。ただし刑事事件の場合、陪審員の一人が資格を失う等の特段の事情があれば裁判所の指示のもとに、11人で手続を開始することができる⁽³⁹⁾。

ニュージーランドで陪審員として重要視されるのは、専門的な法律の知識を持っていることではなく、地域共同体の代表であるということである。それゆえ裁判官、国会議員、警察官、弁護士、警察官等は、陪審員の義務を免除される⁽⁴⁰⁾。この他にも精神障害者や知的障害者も免除されるほか、仕事上の責務、育児、宗教上の信念等によって重大な不都合および苦痛を被ると考えられるとき、さらに65歳以上の者が望んだときも陪審員になる義務が免

(37) Morag McDowell & Duncan Webb, *The New Zealand Legal System*, third edition (Butterworths, 2002), p271, Martin Lawrence, *Legal Studies*, 6th edition (Dunmore Press, 2001), pp78-80. <http://www.justice.govt.nz/pubs/courts-publications/101-jury-service.html>, なお日本においてニュージーランドの刑事陪審制度を紹介した研究として、道谷卓「ニュージーランドの刑事手続について」法学研究所紀要25号(1997年)93-97頁を挙げることができる。

(38) 陪審員の12名は、まず補助裁判官によって選挙人名簿から陪審員候補者が選ばれ、さらに権限を与えられた弁護士によってその候補者の中から12名が最終的に選択される。Morag McDowell & Duncan Webb, *The New Zealand Legal System*, third edition (Butterworths, 2002), p255, 271.

(39) 1961年刑法第374条。また訴追側と弁護側の同意があれば10人の陪審員で手続を開始することができる。

(40) 1981年陪審法第8条。

除される⁽⁴¹⁾。また過去に 3 年以上の拘禁刑ないし予防拘禁 (preventive detention) を受けた者、および過去 5 年以内に 3 ヶ月以上の拘禁刑ないし矯正教育 (corrective training) を受けた者は陪審員としての資格を持たない⁽⁴²⁾。

そして陪審員に選出されると、通常約 1 週間拘束され、一日当たり Nz \$ 31 の手当と交通費が支給される。もし陪審員として召喚されたにもかかわらず上記の免除理由なしでこれに応じなかった場合は、Nz \$ 300 以下の罰金が科せられる⁽⁴³⁾。

ニュージーランドにおいて陪審制度は、多くの問題点も指摘されている反面⁽⁴⁴⁾、地域共同体の直接的な司法運営への参加として積極的に評価され、確固たる役割が定着している。

(41) 1981 年陪審法第 15 条。この他にも、多文化国家であるニュージーランドの事情を反映して、英語が理解できないということが免除事由となる (審理は英語で行われるため)。あらゆる言語の法廷通訳を陪審員につけるといのは、財政的に現実的ではないといえるであろう。しかし英語の運用能力が免除要件となることによって、陪審団に人種的偏重が生まれないのだろうか。この点の検討に関しては次稿までの課題としたい。http://www.justice.govt.nz/pubs/courts-publications/101-jury-service.

(42) 1981 年陪審法第 7 条。

(43) 1981 年陪審法第 31 条 (1)。

(44) たとえば陪審による裁判は時間と費用がかかり、また素人である陪審員の行う事実認定は、証拠が詳細および複雑であるときに信頼できず (なかでも民事事件において陪審は原告に支払う被害額の算定を行うが、その判断は非現実的ないし不適當である)、さらに公平に証拠を評価できず個人の偏見と先入観のもとに評決を行うという点が指摘されている。Morag McDowell & Duncan Webb, *The New Zealand Legal System*, third edition (Butterworths, 2002), p271, 272.

2 2003年最高裁判所法 (Supreme Court Act 2003)

では続いて、2003年最高裁判所法をもとにニュージーランドの最高裁判所についてみていくことにしよう。なお次章において後述するが、2003年最高裁判所法は、2003年10月14日にニュージーランド議会において賛成票63反対票53票で可決され、同月17日に国王の裁可 (Royal Assent) が下されている。また、2003年最高裁判所法は全部で55条からなり、次のように構成されている。

2003年最高裁判所法 (Supreme Court Act 2003)

第1編 ニュージーランド最高裁判所 (第1条)

(Supreme Court of New Zealand)

第1章 前付 (第2条—第5条)

(Preliminary matters)

第2章 最高裁判所の設立および管轄権 (第6条—第11条)

(Establishment and jurisdiction of Supreme Court)

第3章 上告許可 (第12条—第16条)

(Leave to appeal to Court)

第4章 裁判所の構成 (第17条—第23条)

(Constitution of Court)

第5章 権限及び最高裁判所における判決 (第24条—第32条)

(Power and judgment of Court)

第6章 司法行政 (第33条—第41条)

(Administration provisions)

第7章 枢密院への上告の廃止 (第42条)

(Ending of appeals to Her Majesty in Council)

第2編 修正、廃止、暫定的規定、救済

(Amendment, repeals, transitional provisions, and savings)

第 1 章 1908 年司法裁判所法の実体的修正 (第 43 条—第 45 条)

(Substantive amendments to Judicature Act 1908)

第 2 章 1993 年マオリ土地法の実体的修正 (第 46 条)

(Substantive amendments to Te Ture Whenua Maori Act 1993)

第 3 章 他の実体的修正 (第 47 条)

(Other substantive amendments)

第 4 章 間接的修正と廃止 (第 48 条、第 49 条)

(Consequential amendment and repeals)

第 5 章 暫定的規定と救済 (第 50 条—第 55 条)

(Transitional provisions and savings)

(1) 目的

2003 年最高裁判所法の目的は、(a) ニュージーランド人の裁判官からなる新しい最終上告裁判所を、ニュージーランドに設立し、(b) 裁判所の管轄権と関連事項を規定し、(c) ニュージーランドからの枢密院司法委員会 (Judicial Committee of Privy Council) への上告を終わらせ、(d) 裁判所および裁判手続に関連する一部の法律の修正条項を制定することである⁽⁴⁵⁾。そしてまた、最高裁判所の設立の目的は、(i) ニュージーランドを、自身の歴史と伝統を有する独立の国家として認識 (recognize) し、(ii) ワイタングィ条約を含めた重要な法的事項について、ニュージーランドの社会的条件、歴史、伝統を理解した上で解決することを可能とし、(iii) 司法制度の利便性を改善することである⁽⁴⁶⁾。

(45) 2003 年最高裁判所法第 3 条。

(46) 2003 年最高裁判所法第 3 条 (1) (a)。

(2) 最高裁判所裁判官の構成と任命

ニュージーランド最高裁判所は、ニュージーランド人の首席裁判官と他の4人から5人の裁判官によって構成される⁽⁴⁷⁾。前者の首席裁判官は1908年司法裁判所法第4条2項(Judicature Act 1908 s. 4 (2))の規定により、また後者の他の裁判官は2003年最高裁判所法第17条(b)の規定により、総督によって任命される。そして首席裁判官は内閣総理大臣(Prime Minister)の助言のもとに、その他の裁判官は司法長官(Attorney General)の助言のもとに、総督が任命を行うという憲法上の慣例が存在する⁽⁴⁸⁾。

なお、最高裁判所の裁判官に任命されるためには、現在高等法院の裁判官であるか、過去に高等法院ないし控訴院の裁判官であった必要があり⁽⁴⁹⁾、すべての常勤最高裁判所裁判官は高等法院裁判官である⁽⁵⁰⁾。そして最高裁判所裁判官は、68歳で高等法院の裁判官の役職から退くときに、最高裁判所裁判官の職も退くことになる⁽⁵¹⁾。

ただし最高裁判所は、常勤裁判官の任命過程と同様に、司法長官の助言のもと総督により任命した75歳に達していない控訴院ないし最高裁判所を退職した裁判官を、臨時の裁判官(acting judges)として招集することが可能である⁽⁵²⁾。そして臨時の裁判官をおくためには、最高裁判所がさらなる裁判官を必要としているという、最高裁判所の他の常任裁判官少なくとも2名の署名のある証明書を、首席裁判官が司法長官に提出せねばならず、またそれは、

(47) 2003年最高裁判所法第17条。

(48) Richard Cornes, 'How to create a new Supreme Court: learning from New Zealand', Public law, 2004, p61. これまで裁判官の任命について閣議において論じられることはなく、派閥政治(partisan politics)が、裁判官の任命に影響を及ぼしてこなかったと一般的に認識されているようである。

(49) 2003年最高裁判所法第20条(1)。

(50) 2003年最高裁判所法第20条(2)。

(51) 2003年最高裁判所法第22条。

(52) 2003年最高裁判所法第23条(1)。

特定の訴訟の審理あるいは決められた期間のみに限られる⁽⁵³⁾。

(3) 首席裁判官

首席裁判官は最高裁判所の最先任 (seniority) 裁判官であり、最高裁判所の長 (presiding judge)、つまりニュージーランド司法部の長であるのに加えて、最高裁判所以外においても役割を担う⁽⁵⁴⁾。すなわちそれは、司法部とその他の政府機関との関係の管理調整という、いわば司法の独立を維持する一般的な役割や、また総督が不在であれば政府の行政官としての役割を担うことである⁽⁵⁵⁾。

最高裁判所設立以前、ニュージーランドの首席裁判官は皆、高等法院、控訴院、そして枢密院司法委員会において3つの役職に同時に就いていた。だが2003年最高裁判所法によって、首席裁判官に対して高等法院の業務を適切に行う責任を有する高等法院長官の地位が創設されたことにより、最高裁判所設立後、首席裁判官は、最高裁判所を拠点として職務を行うことが指摘されている⁽⁵⁶⁾。

(4) 裁判官の資質

現在、ニュージーランド最高裁判所の裁判官となるためには、高等法院の裁判官となる必要があるゆえに⁽⁵⁷⁾、必然的に高等法院の裁判官に任命される

(53) 2003年最高裁判所法第23条(3)-(10)。

(54) 2003年最高裁判所法第18条(1)。

(55) 仮に総督および首席裁判官が不在であるときは、控訴院長が政府の行政官としての役割を担う(控訴院長が不在であるときは、控訴院の最先任裁判官)。http://www.courtsofnz.govt.nz/about/appeal/role-structure.html

(56) 2003年最高裁判所法第43条。Richard Cornes, 'How to create a new Supreme Court: learning from New Zealand', Public law, 2004, p61. なお控訴院は、従来通り控訴院の長によって指揮されることになる。1908年司法裁判所法第57条(2)(b)

(57) 2003年最高裁判所法第20条。

ための要件⁽⁵⁸⁾が、最高裁判所の裁判官に任命されるための要件となっている。いまのところこれ以外に、2003年最高裁判所法上いかなる任命のための要件も特に示されていない。

これに対して、JEC（Justice and Electoral Committee）は、内閣諮問委員会（Ministerial Advisory Committee）の最高裁判所裁判官の任命に関する主な基準である、法の眼識（legal acumen）があるか、人格的清廉（personal integrity）であるか、法律を用いる技術（legal skills）があるかといった、現在、高等法院の裁判官の任命に用いられているものと同様の基準を採用するべきであるという見解を支持した。

また内閣諮問グループ（Ministerial Advisory Group）は、裁判所がニュージーランド社会の、ジェンダーや人種という観点からの多様性を反映することの必要性について、そしてこれに付随して裁判官のうち一人は tikanga Maori⁽⁵⁹⁾について精通しているべきであるという意見について検討を行ってきた。これらの提案は、どちらも論争を巻き起こしたが、2003年最高裁判所法に採用されることはなく、特に後者に関して JEC の多数意見は「もし裁判官全員が tikanga Maori に十分に精通しているならば、それはもっともふさわしい」というものであった⁽⁶⁰⁾。

（5）管轄権

まず民事事件の管轄権からみていくことにしよう。最高裁判所は、（a）2003年最高裁判所法以外の法律が上告権を制限する場合、（b）あるいは控訴院に対する（特別）上告許可が棄却・却下された場合（飛越上告のケース）

(58) 前掲注 17 参照。

(59) Tikanga Maori とは、マオリ語でマオリ族の慣習的価値（customary values）および慣行（customary practices）のことをいう。Peter Spiller, *New Zealand Law Dictionary, fifth edition* (Butterworths, 2001), p308.

(60) Report of the Justice and Electoral Committee on the Supreme Court Bill (2003), p32.

を除いて、控訴院の民事事件において下されたいかなる判断に対する上告も、審理し判断することができる⁽⁶¹⁾。

また最高裁判所は飛越上告 (leap-frog appeal) を認め、以下の場合を除いて、高等法院の民事事件の審理において下されたいかなる判断に対する当事者からの上訴も審理し判断することができるとしている⁽⁶²⁾。飛越上告が制限されるのは、(a) 2003 年最高裁判所法以外の法律が上告権を制限する場合、(b) あるいは控訴院ないし高等法院に対する (特別) 上告許可が棄却・却下された場合 (飛越上告のケース)、(c) 中間判決に対する上告である。

他方、2003 年最高裁判所法は刑事事件の管轄権について、最高裁判所は控訴院からの刑事事件の上告を、1961 年刑法 (Crimes Act 1961) 第 13 編および第 406 条 A、1957 年略式手続法 (Summary Proceeding Act 1957) 第 144 条 A、1953 年軍事裁判所上訴法第 10 条 A および B (1) (Courts Martial Appeals Act 1953) の規定のもとに、審理し判断することができる⁽⁶³⁾。

(6) 上告許可

日本が「上訴理由に該当すればそれだけで当然に上訴が認められる」権利上訴制を採用しているのに対して、ニュージーランドは「上訴を受理するかどうか、上訴を受ける裁判所の完全な裁量にかかる」上訴許可 (裁量上訴) 制を採用している⁽⁶⁴⁾。ゆえにいかなる事件も、最高裁判所が上告を許可しない限り、最高裁判所で審理されることはない⁽⁶⁵⁾。

では最高裁判所は、どのようなときに上告を許可するのであろうか。2003 年最高裁判所法によれば、それは上告審が正義の実現のために不可欠な場合

(61) 2003 年最高裁判所法第 7 条 (a) (b)。

(62) 2003 年最高裁判所法第 8 条 (a) (b) (c)。なお第 9 条は、民事事件において、控訴院ないし高等法院より下位のニュージーランド内の裁判所からの飛越上訴を、2003 年最高裁判所法以外の法律が認める場合に限り認めている。

(63) 2003 年最高裁判所法第 10 条 (a) (b) (c)。

であるという⁽⁶⁶⁾。この「正義の実現のために不可決な場合」に関して、2003年最高裁判所法は、(a) 上告が一般的ないし公的重要性⁽⁶⁷⁾に関連している場合、(b) 実質的な誤審 (substantial miscarriage of Justice) の起きてしまった可能性がある場合、または上告審が開かれぬ限り、実質的な誤審の起きる可能性がある場合、(c) 上告が一般的商業上の重大性 (general commercial significance) に関連している場合という三つの基準を示している⁽⁶⁸⁾。

(7) 審理

通常、最高裁判所は訴訟の審理および判断を行うために、五人の裁判官によって法廷を構成することが求められる⁽⁶⁹⁾。一方、上訴許可申請を、口頭で審理するか書面で審理するのかという決定や、受理か否かの決定は、最高裁判所の二人以上の常勤裁判官によってこれを行うことができる⁽⁷⁰⁾。また、審

(64) 田中英夫編『英米法辞典』(東京大学出版会、2005年) 134頁。なお日本でも、最高裁判所は、刑事訴訟法第405条の上告理由が認められない場合であっても、「法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件については、その判決確定前に限り、裁判所の規則の定めるところにより、自ら上告審としてその事件を受理することができる」(刑事訴訟法第406条)という、アメリカのサーシオレイライ (certiorari 裁量上訴) に倣った制度を取入れている。ただし実際にはほとんど用いられていない。白取祐司『刑事訴訟法』(日本評論社、2004年) 423、424頁参照。

(65) 2003年最高裁判所法第12条。

(66) 2003年最高裁判所法第13条(1)。

(67) この「一般的ないし公的重要性」には、ワイトンギ条約に関連する問題も含まれる。2003年最高裁判所法第13条(3)。

(68) 2003年最高裁判所法第13条(2)。なお2003年最高裁判所法第14条は、飛越上告に関して、控訴院以外の裁判所において出された判断(命令、有罪判決、刑の宣告)に対する上訴に対して、直接の上告が正当化される特別な事情がない限り許可を出すことはないとして規定している。2003年最高裁判所法第14条。

(69) 2003年最高裁判所法第27条(1)。ただし2003年最高裁判所法第30条は、最高裁判所の裁判官の1名から2名が死亡または(病気等で)不在のときは、3名から4名の裁判官で審理を行うことができると規定している。

理中の訴訟において中間命令 (interlocutory orders) および中間指示 (interlocutory directions) を出すことや、補助裁判官 (Registrar) の出した決定の審査は、常勤裁判官一人によってこれを行うことができる⁽⁷¹⁾。なお最高裁判所を取仕切るのは、首席裁判官である (ただし首席裁判官が不在の場合は、次の最先任裁判官が代役を務める)。

最高裁判所における上告審は再弁論 (rehearing) によって進められ⁽⁷²⁾、これに関して最高裁判所は広範な権限を有する。上告審において最高裁判所は、いかなる命令も出しうるし、いかなる救済 (relief) も許諾しうる。また最高裁判所は、たとえ控訴院において審理されなかった訴訟であっても、控訴院の有する権限をすべて有し、上告を審理するかどうかを決定することができ、適当であると考えるときには、付随的命令 (ancillary orders) および中間命令も出すことができる⁽⁷³⁾。そしてさらに、事件を取扱う管轄権を有するいかなる裁判所に対しても、最高裁判所は差し戻すことができる⁽⁷⁴⁾。

なお多数決によって支持された判決は、裁判所の業務を規定する法規⁽⁷⁵⁾にしたがって、いかようにも (in any manner) 言渡す (delivery of a judgment)

(70) 2003 年最高裁判所法第 27 条 (2) (a) (b)。

(71) 2003 年最高裁判所法第 28 条 (1) (2)。ただし、中間判決および中間命令は、訴訟を審理し判断する権限をともに有する最高裁判所の裁判官によって変更しうる。2003 年最高裁判所法第 28 条 (3) (b)。

(72) 2003 年最高裁判所法第 24 条。ニュージーランドにおける再弁論は、法律審および事実審にかかわらず、再び論じる (reargue) ことができ、また前審で取扱われなかった資料 (material) を提出できる。覆審ないし統審に類似の制度と考えられる。Peter Spiller, *New Zealand Law Dictionary*, fifth edition (Butterworths, 2001), p259.

(73) 2003 年最高裁判所法第 25 条。

(74) 2003 年最高裁判所法第 26 条。またこの他にも、最高裁判所は鑑定書 (expert evidence) に関して疑問が生じたときに、技術顧問 (technical adviser) を選任することができる。2003 年最高裁判所法第 41 条。

(75) 1908 年司法裁判所法第 51 条 C。

(76) 2003 年最高裁判所法第 27 条 (3)。

ことができる⁽⁷⁶⁾。また最高裁判所の判断は、高等法院によって行われた判断と同様に、高等法院によって支持 (enforce) される⁽⁷⁷⁾。

(8) 司法行政

司法行政上級職員、補助裁判官 (Registrar)、および他の職員は、ニュージーランドの公務員の雇用に関して一般的に適用される 1998 年国家部門法 (State Sector Act1998) にもとづいて任官され⁽⁷⁸⁾、準司法的機能 (quasi-judicial function) を担う⁽⁷⁹⁾。

前出の JEC は、司法行政に関連して最高裁判所の自立と独立の確保についての提案を検討することを求められた。この提案における自立と独立とは、最高裁判所が、その職員を雇いまた補助裁判官を任命する責任を有することであり、さらに司法省の総予算内で、最高裁判所の予算を立てる権限を有するという予算的自立であった⁽⁸⁰⁾。この提案には、最高裁判所の予算と業務に関する懸案に回答するための国会に、補助裁判官と場合によっては最高裁判所裁判官一人が出席するという代替案が出されたが、8 対 2 の反対多数で否決されている⁽⁸¹⁾。

(9) 小括

ニュージーランドの裁判所制度および 2003 年最高裁判所法を中心に最高裁判所についてみてきた。一般的管轄権を有する裁判所は、上位から最高裁

(77) 2003 年最高裁判所法第 32 条。

(78) 2003 年最高裁判所法第 36 条。

(79) 1908 年司法裁判所法、第 28 条および第 51 条 C。

(80) Richard Cornes, 'How to create a new Supreme Court: learning from New Zealand', Public law, 2004, p65 は、これらの提案された予算に関する制度は、オーストラリアの高等法院やアメリカの連邦最高裁判所のそれに類似していると指摘している。

(81) Richard Cornes, 'How to create a new Supreme Court: learning from New Zealand', Public law, 2004, p65.

判所、控訴院、高等法院、地方裁判所と審級制度を構成し、最高裁判所を除く裁判所は、一様に植民地時代からの歴史を有しており、ニュージーランド現地の必要性和イギリスの影響の狭間で発展を遂げてきたといえるであろう。また、ニュージーランドには社会的必要性に対応した多様な特定の管轄権を有する裁判所、さらにいくつかの問題は存在するものの司法制度の中に確固たる地位を築いている陪審制の概要について紹介した。

一方、国家のアイデンティティの確立、ニュージーランドの社会的条件、歴史、伝統を理解した上での訴訟解決、そして司法制度の利便性の改善という目的のもとに、新たに設立された最高裁判所の特徴として以下のものをみることができた。

まず裁判官は、ニュージーランド人の首席裁判官（最高裁判所長官）と他の 4 人から 5 人の裁判官によって構成され、前者の首席裁判官は、内閣総理大臣（Prime Minister）の助言のもと、その他の裁判官は司法長官（Attorney General）の助言のもと、ともに総督によって任命が行われる。これら最高裁判所の裁判官となるための法律上の要件には、高等法院の裁判官に任命されるための要件が援用されているのみであり、最高裁判所の目的に照らせば、ニュージーランドの社会的事情、特にマオリ族の問題に精通していることを裁判官の任命の要件として法律上規定すべきであったが、実現はされてない。

また管轄権は、民事刑事ともに控訴院からの上告およびその他の下級審からの飛越上告を管轄し、日本が上告許可制を採用しているのに対して、ニュージーランドは、上訴を受理するか否かを裁判所の完全な裁量に委ねる裁量上訴制を採用していた。そして通常の上告審の審理は、五人の裁判官によって再弁論を通して進められ、これに関して最高裁判所は広範な権限を有し、いかなる命令も出しうるし、いかなる救済も許諾しうるというものであった。

では続いて本稿は、3 章においてまず上記のような制度が、なぜニュージーランドにおいて希求されたのかということ考察するために、最高裁判所

205- ニュージーランドの司法制度改革に関する序論的考察（一）（荻野）

設立の背景と過程についてみていくことにする。そしてさらに4章において、ニュージーランドの社会的および歴史的な文脈を踏まえた上で、これまで紹介してきた最高裁判所の制度の意義と課題について検討を加えることにする。

（未完）